

茨城県報

号 外 (2)

昭和52年 8 月25日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

公 告

●昭和52年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の規定に基づいて、昭和52年度行政書士試験を次により施行することとしたので、茨城県行政書士法施行細則（昭和47年茨城県規則第80号）第3条の規定により公告する。

昭和52年 8 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 試験の施行期日及び場所

- (1) 期 日 昭和52年11月13日（日曜日）
午前10時から午後2時30分まで
- (2) 場 所 水戸市笠原町1330
茨城県立緑岡高等学校

2 試験の科目及び方法

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 行政書士の業務に関し、必要な基礎的法令（憲法、民法、行政法、行政書士法など）
- (2) 一般常識
- (3) 作 文

3 受 験 資 格

次の一に該当する者は、この試験の受験資格を有する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）により高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を終了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者
- (4) 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部大臣が指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他大学において相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- (7) 国又は地方公共団体(都道府県、市町村等)の公務員として通算して3年以上(試験当日現在)行政事務を担当した者
- (8) 知事が(7)に掲げた者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

4 受験資格の認定

(3の(8)に掲げる資格を認められるための手続き)

(1) 申請の手続き

受験資格の認定を受けようとする者は、行政書士試験受験資格認定申請書(別記様式)に履歴書及び3の(7)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められるための書面(証明書)を添えて提出すること。

(2) 申請書の提出先及び提出期限

申請書の提出については、昭和52年10月5日(水曜日)までに、茨城県総務部地方課(以下「地方課」という。)に申請書の封筒の表に「行政書士試験受験資格認定申請書在中」と朱書して提出すること。

(3) 受験資格の認定

受験資格を認定した者には、行政書士試験資格認定書を交付する。

5 受 験 願 書

(1) 提 出 書 類

ア 行政書士試験受験願書(5の(6)参照のこと。)

イ 履歴書(B列5号大の用紙を縦長に使用し、青又は黒色のインキをもつて横書きとすること。)

ウ 受験資格があることを証する書面(卒業・修了証明書、検定合格証明書等、前記4による認定を受けた者は認定書の写し)

エ 出願前6ヵ月以内に写した写真(上半身・正面向き、無帽、名刺型のもの、裏面に氏名を記載すること。)

(2) 受 験 手 数 料

受験手数料として、3,000円の茨城県収入証紙を、収入証紙納付書にちよう付し納付すること。(証紙には消印しないこと。)

(3) 受 付 期 間

昭和52年9月26日(月曜日)午前8時30分から10月25日(火曜日)午後5時15分まで(日曜日及び土曜日午後を除く。)。ただし、郵便により提出する場合は、10月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提 出 先

4の(2)の要領により提出するものとし、願書の封筒の表には「行政書士試験受験願書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は書留にすること。

(5) 受 理 通 知 書

受験願書提出者には、受理通知書を交付する。

(6) 受験願書の請求手続き

受験願書の用紙は地方課に請求すること。

なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書しあて先を明記した返信用封筒（50円切手をちよう付のこと。）を同封すること。

6 合 格 発 表

試験の合格発表は、昭和53年3月上旬の「茨城県報」に合格者の氏名を公告する。

なお、合格者には合格証を交付する。

7 その他注意事項

(1) 受験資格認定申請書又は受験願書を提出した後において、住所又は氏名を変更したときは、ただちに地方課に通知すること。

(2) 試験の当日には筆記用具、弁当、上ばきなどを持参し、午前9時40分までに試験場に集合すること。

(3) 行政書士に関する詳細については、行政書士法、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）及び茨城県行政書士法施行細則を参照すること。

(4) 試験について不明な点があれば地方課（電話0292 (2)8111 内線 559 又は (2)4254（直通））に照会すること。

なお、郵便により照会する場合は、あて先を明記した返信用封筒（50円切手をちよう付のこと。）又は郵便はがきを同封すること。

別記様式

行政書士試験受験資格認定申請書

昭和52年 月 日

茨城県知事 竹内藤男殿

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

行政書士法施行細則第2条の規定により行政書士法第3条第3号に該当する者として、受験資格の認定を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。

(用紙の大きさB5判)

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ） 金 1,000 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所